

人材開発支援助成金(コース共通)改正

令和8年4月8日からの変更点について

事業展開等リスクリング支援コース

eラーニングと通信制による訓練の1人1訓練当たりの経費助成の上限額が見直されます

見直し前		見直し後	
中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	15万円	10万円

- ・訓練の時間数にかかわらず、見直し後の上限額が一律で適用されます。
- ・通学制訓練・同時双方向型の通信訓練を、eラーニングの訓練・通信制の訓練と組み合わせた場合も見直し後の上限額が一律で適用されます。

人への投資促進コース

事業展開等リスクリング支援コース

定額制サービスによる訓練について、支給対象訓練、支給対象労働者の要件が変更になります

改正前

【支給対象労働者】 修了した訓練の標準学習時間が、支給申請時において1時間以上である者が対象
【支給対象訓練】 各支給対象労働者が修了した訓練の標準学習時間の合計が、支給申請時において10時間以上であること

改正後

【支給対象労働者】 修了した訓練の標準学習時間が、支給申請時において**10時間以上**である者が対象
※ 修了した教育訓練の標準学習時間が10時間未満の者は支給対象労働者に含めることができません。
【支給対象訓練】 **廃止**

【この変更により、申請書類の取扱いを見直しました】

- 定額制サービスによる訓練実施結果報告書(様式第8-5号)について、対象労働者の数が10人以上の場合は任意の10人分、10人未満の場合は全員分の提出が必要です。また、任意の10人分以外の者についても、労働局から書類提出を求める場合がありますので、事業所において整備、保管しておくことが必要です。
- 「教育訓練機関が発行する、受講時間が10時間以上である者の一覧表」の提出を求めることとし、これまで提出を求めていた対象労働者の修了証、LMS情報の写しは提出を不要とすることにしました。ただし、これらの資料について、労働局から提出を求める場合がありますので、事業所において整備、保管しておくことが必要です。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



全コース

申請事業主と密接な関係にある者との間の訓練実施に係る経費については、経費助成の支給対象になりません

・下図の「講師謝金」「施設・設備の借上費」「受講料」等が、経費助成の支給対象外の経費にあたります

■ 事業内訓練例



■ 事業外訓練例



上の例のほかにも、経費助成の支給対象にならない経費があります。詳細はパンフレット等をご確認ください。

教育訓練休暇制度

教育訓練休暇等付与コース

支給申請ができるタイミングを見直し、支給申請の迅速化を図ります

- ・この改正は令和8年4月8日より前に計画届を提出している事業主も対象になります
- ・「制度導入・適用計画期間」の初日から1年ごとに被保険者1人以上に休暇を付与する要件は廃止しました

改正前

制度導入・適用計画期間終了日(制度導入日から3年)の翌日から起算して2か月以内

改正後

制度導入・適用計画期間中に支給要件を満たした場合には、制度導入日から3年を経る前であっても支給申請を行うことができる

※ ただし、教育訓練休暇制度の定着および活用を図る観点から、制度導入日から3年を経る前の支給申請については、制度導入日から起算して6か月を経過した日の翌日から行うことができます。

【令和8年4月8日改正以降の申請例】

制度導入・適用計画期間: 令和8年5月1日～令和11年4月30日

→令和8年8月1日に支給要件を満たした場合

支給申請期間は令和8年11月2日～令和11年6月30日

申請手続き等に関する問い合わせ先

各都道府県労働局の助成金申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase_2.html



企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金(人材育成支援コース)改正

中高年齢者実習型訓練を新設しました

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「人材育成支援コース」では、これまでの3つの訓練メニューに加え、**中高年齢の労働者を対象とした「中高年齢者実習型訓練」が支給対象となります。**

対象労働者	訓練開始日において、 45歳以上の被保険者 であること
対象事業主	雇用保険の適用事業所の事業主
対象となる訓練	以下①～⑦の要件を全て満たすことが必要です。

- ① OJTとOFF-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること
- ② 訓練実施期間が**2か月以上**であること
- ③ 総訓練時間数が**6か月当たりの時間数に換算して425時間以上**であること
- ④ 総訓練時間数に占める**OJTの割合が1割以上9割以下**であること
- ⑤ OFF-JTについては、「通学制」または「同時双方向型の通信訓練」であり、1コースの実訓練時間数が職業訓練実施計画届の届け出時および支給申請時において10時間以上であること
- ⑥ OJTについては、原則、対面で行うこと
- ⑦ 訓練終了後にジョブ・カード様式3-3-1-1「職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート(企業実習・OJT用)」により**職業能力の評価を実施**すること

助成率・助成額

経費助成率		賃金助成額(1人1時間)		OJT実施助成額(1人1コース)		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
60%	45%	800円	400円	10万円	9万円	1千万円
(+15%)		(+200円)	(+100円)	(+3万円)		

【受講者1人あたりの経費助成限度額】

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円

- ・ ()は賃金要件・資格等手当要件を満たす場合に加算される助成率及び助成額
- ・ e-ラーニング、通信制による訓練は経費助成のみです。
- ・ 1労働者1年度あたりの支給申請回数は3回までです。

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



サービス業

課題

社内の基幹システムの刷新を機に、社内のデジタル化を推進することになり、中高年の事務スタッフの研修を実施することにした。

OJT

新システムの操作方法の習得、紙資料のデジタル化業務の実践、トラブル対応の訓練

OFF-JT

AIツール活用講座、チャットツール研修、情報セキュリティ基礎研修

製造業

課題

食品加工工場の主任として現場の作業に携わってきた従業員を、全体の管理部門に配置し、キャリアアップを図るため、研修を実施することにした。

OJT

製造計画の立案補助・進捗管理、品質トラブル発生時の対応

OFF-JT

食品製造における品質管理・衛生管理、実績の集計や簡単な分析手法

「中高年齢者実習型訓練」の手続きの流れ

- キャリアコンサルタント(職業訓練に付帯して作成する場合は職業訓練指導者も含む)などによるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けること
- キャリアコンサルティングの中で、中高年齢者実習型訓練への参加が必要と認められること

1. 都道府県労働局へ訓練計画を提出

訓練計画の作成

訓練開始日の6か月前から1か月前までに「職業訓練実施計画届」および必要書類を都道府県労働局へ提出してください。

2. 訓練の実施、受講者の評価

計画に沿って、OJTとOFF-JTを組み合わせた実施

訓練終了後に評価シート「ジョブ・カード様式3-3-1-1〔職業能力証明(訓練成果・実務成果)シート(企業実習・OJT用)〕により職業能力の評価を実施

3. 都道府県労働局へ支給申請書の提出

訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」と必要な書類を都道府県労働局へ提出

4. 助成金の受給

支給審査の上、支給・不支給を決定

※ 必要な書類は、パンフレットのP46～54を参照して下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

申請手続き等に関する問い合わせ先

各都道府県労働局の助成金申請窓口

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase_2.html



人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース)改正

設備投資加算を新設しました

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスクリング支援コース」では新たに、以下の要件を満たした事業主に対して、「通常分」の助成額とは別に、「設備投資加算」の助成額を追加で支給します。

事業主の要件

- ① 中小企業事業主であること
- ② 事業展開等実施計画に基づき、事業展開等に取り組む事業主であること
- ③ 賃金要件または資格等手当要件を満たす事業主であること

賃金要件

対象労働者の毎月決まって支払われる賃金について、訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させていること(賃金改定後の最初の賃金支払日が訓練終了日の翌日から起算して1年以内に含まれている必要がある。)

賃金が5%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、賃金改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が5%以上増加していることが必要。

資格等手当要件

資格等手当の支払いについて就業規則、労働協約又は労働契約等に規定をした上で、訓練終了日の翌日から起算して1年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること(資格等手当の最初の支払日が訓練終了日の翌日から起算して1年以内に含まれている必要がある。)

資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、資格等手当支払い後3か月間と資格等手当支払い前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が3%以上増加していることが必要。

- ④ 「設備投資加算に係る設備投資実施計画」を作成し、訓練終了後、設備投資加算の支給申請日までに、事業展開促進機器等を新たに導入する事業主であること

事業展開促進機器等

実技の訓練等で実際に使用する機器・設備等と同種であって、事業展開等に資する機器・設備等

訓練の要件

- ① 事業展開、DX・GX化に必要な知識および技能の習得をさせるための訓練であること
- ② 通学制訓練または同時双方向型の通信訓練であること
※eラーニングによる訓練、通信制による訓練との組み合わせも可
- ③ 実技の訓練等で、機器・設備等を実際に使用する訓練であること

裏面もご確認ください➡

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



建設業

DX化の内容

これまでは人を中心の測量作業を行っていたが、今後ドローンを活用した測量手法を導入し、業務のDX化を進めていきたいと考えている。

訓練内容

- ・ドローンの操縦の基本技能
- ・ドローンでの測量に必要な知識の習得
- ・測量飛行の演習
- ・安全運用体制の構築



機器

測量用ドローン

介護

事業展開の内容

デイサービスのみを行っていた事業所が、通所が困難な利用者のニーズに対応するため、訪問入浴介護事業を新規に立ち上げる。

訓練内容

- ・組立式浴槽の組立・分解実習
- ・事故防止のための入浴介助
- ・利用者の健康管理方法
- ・緊急時対応の習得



機器

組立式浴槽

助成率・上限額

助成率

企業規模	設備投資加算 (1コースの導入費用あたり)
中小企業	50%
大企業	—

上限額

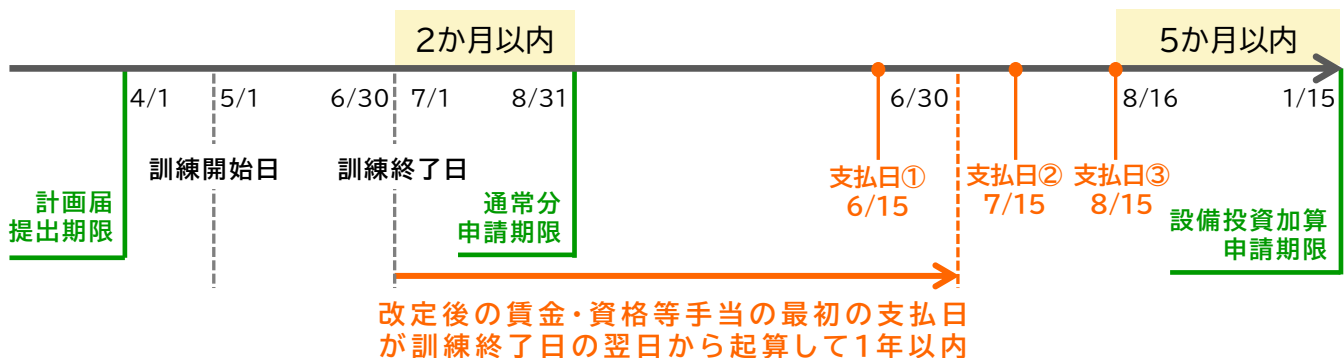
支給対象労働者 1人につき	支給対象労働者 10人以上
15万円	150万円

- ※ 導入費用には、機器・設備等の購入費用(購入価格)のほか、設定費用、機器・設備等の設置・撤去等の費用、リース契約等に係る費用を含みます。
- ※ 過去に設備投資加算の支給を受けている申請事業主の事業所の場合、訓練開始日時時点で、前回の設備投資加算の支給決定日の翌日から起算して3年が経過している必要があります。
- ※ 設備投資実施計画を提出し、支給決定または不支給決定を受けていない場合、新たな設備投資実施計画を提出することはできません。

設備投資加算要件達成時の支給申請期限

訓練終了後、設備投資加算の支給申請日までに事業展開促進機器等を導入し、全ての対象労働者に対して、賃金要件か資格等手当要件を満たす賃金または資格等手当を、3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内とします。

【5月1日から訓練を開始した例】



申請手続き等に関する問い合わせ先

各都道府県労働局の助成金申請窓口
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html



人材開発支援助成金 人への投資促進コース(長期教育訓練休暇制度)改正

新規採用助成・職務代行助成を追加しました

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「人への投資促進コース」の長期教育訓練休暇制度において、以下の要件を満たした中小企業事業主に対して、「賃金助成」や「経費助成」の助成額とは別に、「新規採用助成」および「職務代行助成」の助成額を追加で支給します。

事業主の要件

長期教育訓練休暇制度における「経費助成」の対象となる中小企業事業主であることに加え、以下の要件を満たす必要があります。

※詳しい要件は要領をご確認ください。

新規採用助成

- ①その雇用する被保険者に対し、有給の長期教育訓練休暇を取得させた事業主であること
- ②被保険者の業務を処理するために、新たに必要な労働者を雇い入れ、又は、新たに労働者派遣の役務の提供を受けた上で、当該被保険者に長期教育訓練休暇を取得させた事業主であること
- ③代替要員として、次のいずれにも該当する者を確保した事業主であること
 - ・ 長期教育訓練休暇取得者と原則として同一の事務所及び部署で勤務し、業務を代替する者であること
 - ・ 所定労働時間が長期教育訓練休暇取得者の2分の1以上であること
 - ・ 長期教育訓練取得者の、長期教育訓練休暇取得の最初の適用日以前1か月より後に雇用契約(派遣契約)の始期があること

職務代行助成

- ①長期教育訓練休暇取得者の従事する業務を、他の労働者に代替させていること
(業務代替者は複数名でも差し支えありません。)
- ②業務分担を明確にし、上司等から代替業務の内容、賃金について、面談により説明していること
- ③代替業務に対応した賃金制度(例:業務代替手当)を業務代替期間の開始日までに労働協約又は就業規則に規定し、実際に賃金が1万円以上増額していること

裏面もご確認ください➡

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kvufukin/d01-1.html



新規採用助成	
30日以上90日未満	27万円
90日以上180日未満	45万円
180日以上	67万5千円

※ 新規採用助成の支給額については、対象長期教育訓練休暇取得者1人につき、業務代替期間に応じ、以上の3区分とします。業務代替期間が30日未満の場合、助成金は支給しません。

職務代行助成
職務代行手当の75% (月の上限16万円)

活用例

Aさんが、1年間の有給の長期教育訓練休暇を取得することとなったため、他の社員Bさん、CさんにAさんの業務を割り振るとともに、業務代替手当をBさん、Cさんに月3万円支払うこととした。その後、Aさんが長期教育訓練休暇を取得して5か月が経過した時点で、Aさんの業務を代替するため、Dさんを新規雇用した(Bさん、Cさんに対する業務の割り振りと手当の支払いはなし)。

この事例の場合、支給される金額は以下のとおりです。

○職務代行助成

Bさん、Cさんに支払っていた業務代替手当の金額の75%が助成されます。
 $3万円 \times 2人分 \times 5か月 \times 75\% = 22万5千円$ が助成されます。

○新規採用助成

DさんがAさんの職務を代替する期間については180日以上ですので67万5千円が支給されます。

※新規採用助成及び職務代行助成のいずれの支給要件にも該当する場合で、新規採用助成における業務代替を行う者と職務代行助成における業務代替を行う者双方の間で、業務代替の重複がある期間については、いずれか一方の助成しか受けられませんのでご注意ください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

各都道府県労働局の助成金申請窓口
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

